

往訪閲覧・縦覧規制の見直しの課題について

- 往訪閲覧・縦覧規制を見直す際の課題として、個人情報等の機密情報が閲覧対象に含まれるため、オンライン閲覧への移行は不相当と指摘されるケースがある。
- こうしたケースにおいて、個人情報を含めてオンライン閲覧に供する場合の課題は以下のとおり。

	アナログ手段による閲覧	デジタル手段による閲覧
閲覧情報の無断撮影	閲覧場所の職員による一定程度の監視により、スマートフォン等での撮影が困難	閲覧者が無断でスマートフォン等でディスプレイを撮影することが容易となる
申請者以外の者による閲覧	閲覧を認められた者（申請者）のみが、閲覧場所で閲覧することが可能	閲覧を認められていない者が、申請者とともに閲覧することが容易となる

【有効な解決手段の一つ】

閲覧目的の達成に必要な個人情報を削除した上で、オンライン閲覧に供する方法

- ・ 閲覧対象物が**事業者の登録簿のようなもの**である場合（記載される個人情報は、法人の代表者氏名、住所等）
 - 閲覧目的の達成に必要な個人情報（代表者の住所）を閲覧対象から除外するなどの制度上の工夫はあり得る

往訪閲覧・縦覧規制の見直しに向けた先行事例

閲覧の目的と必要性の観点から、機微に触れる情報を公表対象から除外し、インターネットで公表した事例

●農地台帳に記録された事項の閲覧（農地法施行規則第104条第2項第1号）

- ・ 趣旨・目的
農業委員会が整理した農地に関する情報の活用の促進を図り、農地の適正かつ効率的な利用の促進を図るため
- ・ 閲覧に供する者
農業委員会
- ・ 想定される閲覧者
農地を取得しようとする者等
- ・ 閲覧対象情報
 - 農地の所有者の氏名又は名称
 - 農地の所在、地番、地目及び面積
 - 農地に賃借権等が設定されている場合は、その種類及び存続期間、権利を有する者の氏名等

農林水産省におけるオンラインによる閲覧に向けた取組み

- ・ 平成25年 農地法改正により、農地台帳の作成・公表を義務化。その際、以下の2つの方法によることを規定
 - ① 一部の個人情報（農地の所有者等の氏名又は名称）が含まれる書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供する方法
 - ② 閲覧の目的と必要性の観点から、機微に触れる個人情報（農地の所有者等の氏名又は名称）を公表対象から除外し、その他の公表すべき事項をインターネットで公表する方法

②については、閲覧者は、時間的・場所的制約なく情報の閲覧が可能

「往訪閲覧・縦覧」規制の見直しに向けた先行事例(参考)

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

（情報の提供等）

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（農地台帳の作成）

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四 その他農林水産省令で定める事項

2～4（略）

（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2～3（略）

○ 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）

（公表することが適当でない事項等）

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 市街化区域内にある農地 全ての事項

二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項

2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。

二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。